# 民健康保険制度に

国保税につい

て

みんなで助け合う制度です。病気やケガに備えて、加入者国民健康保険(国保)は、 保護を受けている場合以外 することになります。 療制度に移行した場合、 している場合や後期高齢者医職場の健康保険などに加入 すべての方が国保に加入 生活

## 国民健康保険の 届出について

入した日が鏡石町国保の加入入していない方は、町内に転勤務先の健康保険などに加・他の市区町村からの転入 いただく必要があります。届異動後14日以内に届出をして 動が 日となります。 出に必要な書類については、 ●国保に加入するとき 表をご覧くださ あっ た方が いる場合は、

世帯内に健康保険の異

が加入日となります。 入する場合は、退職日の翌日勤務先を退職して国保に加・職場の健康保険などを脱退 入する場合は、 国保を脱退するとき

資格がなくなります。 転出する日に鏡石町国保の ・他の市区町村へ転出

加入した日の翌日に国保の職場の健康保険などに加入 がなくなります。

# 届出が遅れると

なります。日までの医療費は、特別な理日までの医療費は、特別な理 保税)をさかのぼって納める分まで、国民健康保険税(国 ことになります。 入する資格ができた月入の届出が遅れると また、 届出  $\mathcal{O}$ 

合、国保かって、国保がより、 会はる人がいます。 会はる人がいます。 は関わらず、届出がは は関わらず、届出がは は関わらず、届出がは は関わらず、届出がは 保の保険証を使用して診察をも関わらず、届出が遅れ、国国保の資格がなくなったに●脱退の届出が遅れると 「国保から支払われた医療にる人がいます。 この場

 $\mathcal{O}$ 年度の途中で健康保険に異 動があった方の国保税は月割 動があった方の国保税は月割 動があった方の国保税は月割

# 更後の納税通知書が送付されより、脱退した場合は、加入より、脱退した場合は、加入より、脱退した場合は、加入

②有効期間の短い ①督促・催告を受けたり、 うな滞納措置がとられます ることになります。 ●国保税を滞納すると 険者証」が交付されます 滞金が加算されます 国保税を滞納すると次の 「被保険者資格証明書」 「短期被保 が 延

合があり さえなどの滞納処分を行う場 ※このほかに、 部が滞納している保険超の治付の全部または自己負担となります。) を付されます。(このと 充てられます。 た医療費は一日全額 の全部または一 財産の差し押 る保険税に

(このとき、

国保の届出一覧						
	こんなとき	持参するもの				
玉	他の市区町村から転入してきたとき	前住所地の市区町村が発行した転出証明書				
すに	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書など				
国保に加入	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき					
きへ	生活保護を受けなくなったとき	印鑑				
国	他の市区町村に転出するとき	保険証				
保	職場の健康保険に加入したとき	 - 国保と職場の健康保険の両方の保険証				
す脱	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国体と戦場の健康体験の回力の体験証				
国保を脱退	被保険者が死亡したとき	保険証、通帳、印鑑				
き	生活保護を受けるようになったとき	保険証				
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑				
その	鏡石町内で住所が変わったとき					
その他の異動	世帯主や氏名が変わったとき	保険証				
の異	世帯を分離したり、合併したりしたとき					
動	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑				
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	印鑑				

※手続きの際、本人確認が必要となりますので、運転免許証など身分証明書をご持参ください

出する場合、 のため 鏡石町の国保に加入するる場合、特例により引きために他の市区町村に転石町の国保加入者で、修

属していた世帯の世帯主に課 税されます

他の 市区町 転出さ れる

なるため、 します。 入学後に 提出 をお

学  $\mathcal{O}$ **学** O

保

険証

申請の方法

また、 在学証 明書が ~必要に

保険証の更新

の写しを添付して申請をしてしたことの確認ができる書類際に、合格通知書などの合格 くださ

ません。 帯の国保加入者となります ことができます。 続き鏡石町の に国保に加入する必要はあり また、 住所は鏡石町外になります 転出先の市区町村で新た 転出前に所属していた世 国保税は転出前に所 O

却終了

の届出をして保険証を返

**学** 

してください

●自己負担額の計算方法

のとおり手続きが必要となりこの特例を受けるには、次

ます

### 学生特例」 0) 国保加入者には 保険証を交付 します

ます。は、毎年 覧ください。 内を送付い 毎年更新となる 送付いたしますので、ご。対象の方には、更新案間が各年度末までとなり ため、

きは、税務町民課で必ず届出中に社会保険に加入されたと をしてくださ なお、 中途退学や有効期間

卒業したら届出を 業したときは、必ず

また、 卒業予定年度を越え

日以降のもの)を添付し、申証明書(証明年月日が4月1続きが必要になるため、在学に進学するときは、改めて手 ●「學」保険証請してください て在学するときや大学院など 人する場合を除き、 する場合を除き、引き続き 就職先の社会保険などに加 「學」保険証返却後の手続き

すので、住所登録されている国保に加入することになりま **ので、** ·村で手続きをお 願

高額療養費制度

を超えた場合に、申請により医療費の自己負担額が限度額関や保険調剤薬局に支払った高額療養費制度は、医療機 る制度です。 限度額を超えた分が給付され

有

自己負担限度額

ください 限度額が変わります。 前年の所得によって自己負担 過去の支給回数によっても変 わりますので、 (平成27年1月診療分以降) 世帯内の の被保険者の年齢 下表でご確認 また、

科別で月の1日から末日まで とに入院・外来別、 自己負 計算に含まれるのは、 高額療養費は、 食事代や差額ベッド代は用内のものに限られるのは、保険 食事代や差額 せん。 担額で計算します。 医療機関ご 医科・歯

含まれま ●自己負担額は世帯内で合算 できます

・70歳未満の被保険者のみの分が、給付されます。 合算できる範囲が異なりま

費が高額になる場合は、

. 合わ

せください

合わ

せ先

世帯以上の自己負担以上の自己負担 70歳以上75歳未満の み世帯 21,000円 合算の対象に 被保険

者の の対象になります 金額、 医科・ 医療機関、 歯科区別なく合算 入院 • 外

負担額を加算して70歳未満の皮額を計算し、70歳未満の方 満の被保険者がいる世帯・70歳未満と70歳以上75歳未 70歳以上75歳未満の方の限

世帯の限度額を適用します ●限度額適用認定証を利用 ましょう

ますので、入院等により医療す。事前の申請が必要となり自己負担限度額までとなりま 

〈被保障	<b>発者が 70 歳未満のみの</b>		〈被保険者が 70 歳以上 75 歳未			
所得区分	3回目までの自己負担限度額	4回目以降の自己負担 限度額(月額)※1		所得区分	外来限度額 (個人単位)	
所得※2が 901 万円を 超える上位所得者	252,600 円+(医療費- 842,000 円)×1%	140,100円		現役並み所得者※高齢受給者証の負担割合が3割の人	44,000円	2
所 得 が 600 万 円 を 超 え 901 万円以下の上位所得者	167,400 円+(医療費- 558,000 円)×1%	93,000円		名証の負担割日か3割の人 		*
所得が 210 万円を超え 600 万円以下の一般	80,100円+ (医療費- 267.000円) ×1%	44,400円		一 般	12,000円	
所得が 210 万円以下の一般 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円		低所得者 II ※世帯主と加入者 全員が住民税非課税の世帯	8,000円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円		低所得者 I ※世帯主と加入者全員が 住民税非課税かつ所得が 0円の世帯	8,000円	
※1週去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額 ※2所得=総所得金額-基礎控除						

〈被保険者が 70 歳以上 75 歳未満のみの世帯〉							
所得区分	外来限度額 (個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)					
現役並み所得者※高齢受給 者証の負担割合が3割の人	44,000円	80,100円+ (医療費- 267,000円) × 1% ※ 4回目以降は 44,400円					
— 般	12,000円	44,400円					
低所得者 II ※世帯主と加入者 全員が住民税非課税の世帯	8,000円	24,600円					
低所得者 I ※世帯主と加入者全員が 住民税非課税かつ所得が 0 円の世帯	8,000円	15,000円					